

こんにちは
日本共産党です

住まいの耐震化 急げ 一部損壊住宅への補助制度を

日本共産党流山市議団
いぬい紳一郎 7159-2773
小田桐たかし 7154-0878
徳増 きよ子 7148-6871
植田 和子 7154-0288
市議団事務所
TEL/FAX 7157-6140



ブルーシートが敷かれた家屋

6月15日から開会された6月議会。日本共産党市議団が取り上げた質問内容を連載します。今回は東日本大震災で屋根瓦や塀等の一部損壊に対する支援制度についてです。

り災証明251件

「修理代大変。補助があれば…」

東日本大震災は屋根瓦の損壊・コンク

リート塀の倒壊など市内各地でも被害を広げ、り災証明は251件にも(6/14時点)。

党市議団や後援会は、市内各地で写真撮影など罹災証明制度の申請のお手伝い、壊れた瓦屋根の撤去、森のまちエコセンター

(旧焼却)への搬送など支援活動を進めてきました。

被災された方から「一人暮らしだから何も分からなくて助かった」「年金生活で、屋根瓦の修理代で120万円もかかった。

少しでも市から補助があれば」との声が寄せられています。

周知徹底、制度の洗い出しで、 家計の負担軽減策で課題解決を

党市議団は、罹災証明の周知徹底と修理代などの負担軽減へ、2つの提案を行いました。第一は税や保険料などの減免です。税金、国保・介護、保育、教育など各種制度には、『災害にあった場合』

として特例条項(※1)が盛り込まれています。周知徹底と各種制度の洗い出しがされていないために、実際に活用されているのは税金部門だけです。しかも税金の減免申請はわずか153件にとどま

っているのです。残り100世帯は減免申請をしていません。市長は「制度を一覧にまとめ、発行するよう検討する」と答弁しました。

党市議団は、り災証明の発行世帯へ、行政側が制度を知らせ、簡略な申請で各

項目	対象事業(6/14現在)
国民健康保険	保険料の減免・支払猶予、医療費の支払猶予など
介護保険	保険料・利用料の減免、食費及び居住費等に関する補助など
後期高齢者医療	保険料の減免、医療費の支払猶予など
税金	固定資産税の減免、住民税・所得税に対する雑損控除等の特例など
社会福祉	災害見舞金
学校教育	教科書の無償提供、就学援助など
子どもの福祉	保育料の猶予・免除、児童扶養手当の支給拡大
国民年金	一部負担金の免除

種制度が受けることを提案しました。災害も自己責任?

第二に『全壊』、『半壊』に加え、『一部損壊』住宅の修繕に対する補助制度です。『個人の再生なくして復興なし』の立場から茨城県内、千葉県内の浦安市やいすみ市など「一部損壊」への独自補助制度が広がっています。

しかし市長は、「心情的には分かる」としつつも、「修繕はご自分で」というだけ。災害復旧まで自己責任という立場です。

